

## 現行計画及びカーボンマイナス 70 に基づく施策の実施状況一覧

本市では、市内有数の事業者・消費者としての立場から、まず、自らの事務事業等から排出する温室効果ガスの削減に向けた取組を推進するため、平成 13 年 10 月に「広島市役所環境保全実行計画」を策定し、続いて、平成 15 年 5 月には、市域内から排出される温室効果ガスを基準年度（平成 2 年度）の排出量から 6%削減するという短期目標を掲げた「広島市地球温暖化対策地域推進計画」（以下「現行計画」という。）を策定した。

さらに、平成 21 年 11 月には、平成 62 年において、温室効果ガス排出量を平成 2 年比で 70%削減するという長期目標を掲げた長期ビジョン「広島カーボンマイナス 70 - 2050 年までの脱温暖化ビジョン - 」を策定した。

加えて、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 21 年 3 月に、地球温暖化対策等の推進に関して、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等の基本となる事項を定めた「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定し、一定規模の事業者等に計画書や報告書の作成、報告、公表を義務付ける「事業活動環境配慮制度」等の 5 つの計画書制度を創設した。

以上の計画等に基づき、これまで市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化防止に向け、様々な取組を進めてきた。

図表 現行計画等の施策整理の流れ

